

野田市（水）公告第3号

公募型プロポーザルに係る手続き開始の公告

配水池等水供給システム検討業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次の通り公告する。

令和2年5月1日

野田市水道事業管理者 齊藤 弘美

1. 本業務に関する事項

(1) 業務名

配水池等水供給システム検討業務

(2) 業務内容

- ア. 上花輪浄水場を休止又は廃止することから、中根配水場に新たな配水池（5,000 m³以上を2池）を建設し、送配水方法の水供給システムを構築するための基本計画・基本設計を作成する。
- イ. 北千葉広域水道企業団（水運用水供給事業者）からの受水地点が、上花輪浄水場から中根配水場が変わるため、受水に必要な導水管等の整備計画を作成する。
- ウ. 詳細については、別紙「配水池等水供給システム検討業務委託仕様書」のとおりとする。

(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和3年1月15日

(4) 募集方法等

別紙「配水池等水供給システム検討業務公募型プロポーザル募集要領」に定める。

2. 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次の要件を全て満たすものとする。

(1) 参加形態

単独企業とし、共同企業体による参加は認めない。

(2) 基本要件

ア. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者

イ. 政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、当該事実があつた日から 3 年を経過している者

ウ. 野田市水道事業建設工事等請負業者等指名停止措置要綱（平成 5 年 7 月 28 日制定）に基づく指名停止措置を受けていない者

エ. 野田市水道事業建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 12 年 5 月 11 日制定）に基づく指名除外を受けていない者

オ. 手形交換所により取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから 2 年間を経過している者

カ. 入札日前 6 か月以内に手形又は小切手が不渡りとなっていない者

キ. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされている者

ク. 参加者の地域要件は指定しない。

ケ. 本プロポーザルの公告日までに元請けとして、本業務と同種又は類似の業務を完了した実績を有する者

(3) 資格要件

ア. 野田市入札参加資格業者名簿（測量・建設コンサルタント）に登録されている者

イ. 国土交通省建設コンサルタント登録規定（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条に基づき、「上水道及び工業用水道部門」にかかる建設コンサルタント登録簿に登録を受けている者

(4) 配置技術者及び技術者要件

ア. 管理技術者

業務の実施に当たり技術上の管理を行う管理技術者を 1 名配置すること。管理技術者は、次に示す要件すべてに該当する者でなければならない。

なお、管理技術者は、照査技術者及び担当技術者を兼ねることはできない。

- (i) 技術士（上下水道部門：上水道及び工業用水道、または総合技術監理部門：上下水道一般並びに上水道及び工業用水道）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- (ii) 本プロポーザルの公告日までに管理技術者として、本業務と同種又は類似の業務を完了した実績を有する者
- (iii) 本プロポーザルの公告日において、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者

イ. 照査技術者

業務の実施に当たり照査を実施する照査技術者を1名配置すること。

照査技術者は、次に示す要件すべてに該当する者でなければならない。

なお、照査技術者は、管理技術者及び担当技術者を兼ねることはできない。

- (i) 技術士（上下水道部門：上水道及び工業用水道、または総合技術監理部門：上下水道一般並びに上水道及び工業用水道）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- (ii) 本プロポーザルの公告日までに管理技術者又は照査技術者として、本業務と同種又は類似の業務を完了した実績を有する者
- (iii) 本プロポーザルの公告日において、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者

ウ. 担当技術者

業務の実施に当たり機械・電気を担当する技術者を1名配置すること。

担当技術者は、次に示す要件すべてに該当する者でなければならない。

なお、担当技術者は、管理技術者及び照査技術者を兼ねることはできない。

- (i) 担当技術者は第三種電気主任技術者の資格を有する者
- (ii) 本プロポーザルの公告日において、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者

(5) 同種及び類似の業務

区分	詳細
同種の業務	① 水道施設の再構築に関する計画を策定するための業務 ② 水道施設の更新に関する基本計画を策定するための業務 ③ 水道管の更新に関する基本計画を策定するための業務 ※ 水道施設及び水道管の範囲は、水道事業全体の施設又は水道管を指すものであり、個別の施設や管路を指すものではない。
類似の業務	① 水道施設の長寿命化に関する計画を策定する業務 ② アセットマネジメントを実践するための業務 ③ 水道ビジョンを策定するための業務 ④ 経営戦略を策定するための業務 ⑤ 上記①～④及び同種の業務以外の水道事業及び水道施設の計画策定に関する業務

(6) 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は失格となることがある。

ア. 審査委員会及び事務局関係者に、プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合

イ. 審査の公平性に影響を与える行為があったと審査委員会が認めた場合

ウ. 本募集要領の規定に違反した場合

エ. 指定する様式（以下「様式」という。）によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合

(i) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合

(ii) 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合

(iii) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(iv) 虚偽の記載があるもの（契約締結後に事実関係が判明した場合においても同様とする。）

3. 提案上限額（消費税抜き）

55,000,000円

4. 募集要領、評価基準要領等の配布

野田市水道部ホームページからダウンロードすること。

5. 問い合わせ

〒278-0031 野田市中根 324 番地

野田市水道部工務課浄水係

TEL : 04-7124-5146 FAX : 04-7124-3362

E-mail : suidoubu-1@mail.city.noda.chiba.jp

6. スケジュール

		内 容	日 程
一 次 審 査	参 加 表 明 書 等 提 出	募集要領等の配布	令和2年 5月 1日(金) から 令和2年 5月 29日(金) まで
		募集要領等に関する質問書の受付	令和2年 5月 1日(金) から 令和2年 6月 5日(金) まで
		質問書の回答(ホームページで公表)	令和2年 6月 10日(水)
		参加表明書等の受付	令和2年 6月 12日(金) から 令和2年 6月 19日(金) まで
		提出書類の審査	令和2年 6月 22日(月) から 令和2年 6月 24日(水) まで
二 次 審 査	技 術 提 案 書 等 提 出	技術提案書等提出の要請通知	令和2年 6月 26日(金)
		技術提案書等に関する質問書の受付	令和2年 6月 30日(火) から 令和2年 7月 7日(火) まで
		質問書の回答	令和2年 7月 10日(金)
		技術提案書等の受付	令和2年 7月 13日(月) から 令和2年 7月 20日(月) まで
		技術提案書等の審査 プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和2年 7月 27日(月) から 令和2年 8月 19日(水) まで
		選定結果の通知及び公表	令和2年 8月 21日(金)
		見積書の提出	令和2年 8月 24日(月)
		契約の締結	令和2年 8月 31日(月)

7. その他

詳細は、「募集要領」「評価基準要領」「要求水準書」による